

## 〈中京〉後見支援預金



1. 商品名	・〈中京〉後見支援預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さまで、家庭裁判所から後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」の交付を受けた方
3. 対象となる預金	・普通預金、決済用普通預金
4. 期間	・期間の定めはありません。 ただし、以下のいずれかに該当した場合、預金契約は終了します。 ①預金者が死亡した場合など、預金者が法定後見制度の適用外となったとき ②家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき解約する申し出があったとき ③成年後見制度の審判を受ける預金者について後見開始取消審判が確定したとき ④預金者または後見人の責めに帰すべき事由により、当行が終了すべきと判断したとき
5. 預入方法	
(1) 預入方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預け入れいただけます。
(2) 預入金額	・口座開設店でのみ、お取り扱いできます。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に記載の金額。 ・預入金額に制限はありません（1円以上1円単位）。
6. 払戻方法	
(1) 払戻方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお引き出しできます。
(2) 払戻金額	・口座開設店でのみ、お取り扱いできます。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に記載の金額。
7. 利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示金利を適用します（金利は市場金利の状況により変動します）。 ただし、決済用普通預金は無利息です。
(2) 利払頻度	・毎月2月と8月の当行所定日にお支払いします。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、1年を365日とする日割計算（付利単位：1円）。
(4) 税金	・源泉分離課税の場合は、お利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・口座開設手数料および口座管理手数料は無料です。 ・自動送金サービスを利用する場合は、当行所定の手数料がかかります。
9. 付加できる特約事項	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、生活費等を被後見人名義の他の普通預金口座へ定期的に一定額支払いするよう指定されている場合は、自動送金サービスをご利用いただけます。
10. 中途解約時の取り扱い	・ — — —
11. その他参考となる事項	・この預金は、以下のサービスはお取り扱いできません。 キャッシュカードの発行 総合口座としてのご利用 インターネットバンキング（〈中京〉ダイレクトねっと版） 公共料金などの自動支払（上記自動送金サービスを除く） 給与・年金などの自動受取 マル優（少額貯蓄非課税制度） ATM（現金自動預払機）での入出金 ・預金保険制度の対象であり、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本

<p>12. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>1, 000万円までとのお利息等が保護されます（ただし、決済用普通預金は全額保護されず）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・口座開設は、インターネット支店のなごやめし支店ではお取り扱いできません。</li><li>・この預金はお一人1口座としますが、決済用普通預金との併用をご希望の場合は2口座とします。</li></ul> <p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
-----------------------------------	---